基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年九月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年十月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月十九日

名古屋市中村区名駅南四丁目一二番一九号

ダイドー株式会社

代表取締役　山田　貞夫

株主名簿管理人事務取扱所

名古屋市中区栄三丁目七番二〇号

日本証券代行株式会社　名古屋支店

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年八月十九日

京都市南区上鳥羽南塔ノ本町二一番地

ヤサカ観光バス株式会社

代表取締役　粂田　晃稔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月十二日開催予定の臨時株主総会の決議を停止条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、同株主総会の決議を停止条件として、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年九月十二日です。

平成二十三年八月十九日

大阪市西区立売堀二丁目五番四号

柏木鋼管株式会社

代表取締役　柏木　辰郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年九月二十二日です。

平成二十三年八月十九日

大阪府東大阪市西石切町七丁目四番三号

瀧本株式会社

代表取締役　阿宅　享三

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月十九日

大阪府東大阪市西石切町七丁目四番三号

瀧本株式会社

代表取締役　阿宅　享三

限定承認公告

本籍東京都世田谷区砧一丁目三六六番地四、最後の住所東京都江東区亀戸七丁目三九番六―七〇三号　被相続人　亡　矢藤　邦三

右被相続人は平成二十三年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

愛知県名古屋市東区主税町二―一ＳＫＹＧＡＴＥ主税町二〇一

相続財産管理人吉田祐子

代理人弁護士　永井　克昌

限定承認公告

本籍大阪府寝屋川市成田南町六八〇番地一、最後の住所大阪府寝屋川市成田南町一三番二一号　被相続人　亡　久元　康雄

右被相続人は平成二十三年五月二日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪市北区西天満五丁目八番八号ＶＥＧＡ六高橋ビル別館四階

相続財産管理人久元治雄

代理人弁護士　秀平　吉朗

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少し百五億九千八百七十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年九月二十一日であり、社員総会の決議は、平成二十三年八月八日終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十九日

掲載頁　八十九頁（号外第八十三号）

平成二十三年八月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年五月二十日付官報の号外第一〇三号八十頁に掲載されています。

平成二十三年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

三郷２ロジスティック特定目的会社

取締役　内山**隆**太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十三億三千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十三年八月十二日付官報の号外第一七六号一二〇頁に掲載されています。

平成二十三年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

ホークスタウン特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　阿久澤剛樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三十二万二千五百四十口を十三万五千八百七十八口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

ホークスタウン特定目的会社

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

取締役　阿久澤剛樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四一	上	一一	公布政令第百九十九号（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令）	平成二十三年六月三十日（号外第百四十二号）公布法律第八十二号（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律）
四一	上	一二～一三	行頭を一字下げる。	同日（同号外）公布政令第百九十九号（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令）
一三六	下	二一～二〇（終りから）	行頭を一字下げる。	平成十七年三月八日総務省告示第二百五十号（登録証明機関を登録した件）
四四	二	第二号	第一号	平成二十三年七月四日法務省告示第三百三十六号（日本国に帰化を許可する件）
三二		一四（終りから）	昭和22年12月16日	昭和22年12月11日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十九日付第一八一号六　四ページ●同日付政府調達第一五六号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）